

〒849-0902  
佐賀県佐賀市  
久保泉町上和泉798-10

(株) 井手解体実業

井手 隆彦 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定 建設業の許可について (通知)

平成28年12月20日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、  
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った  
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	佐賀県知事 許可(特-28) 第 10991号
許可の有効期間	平成29年 1月26日から平成34年 1月25日まで
建設業の種類	

土木工事業  
舗装工事業

とび・土工工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年12月26日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)